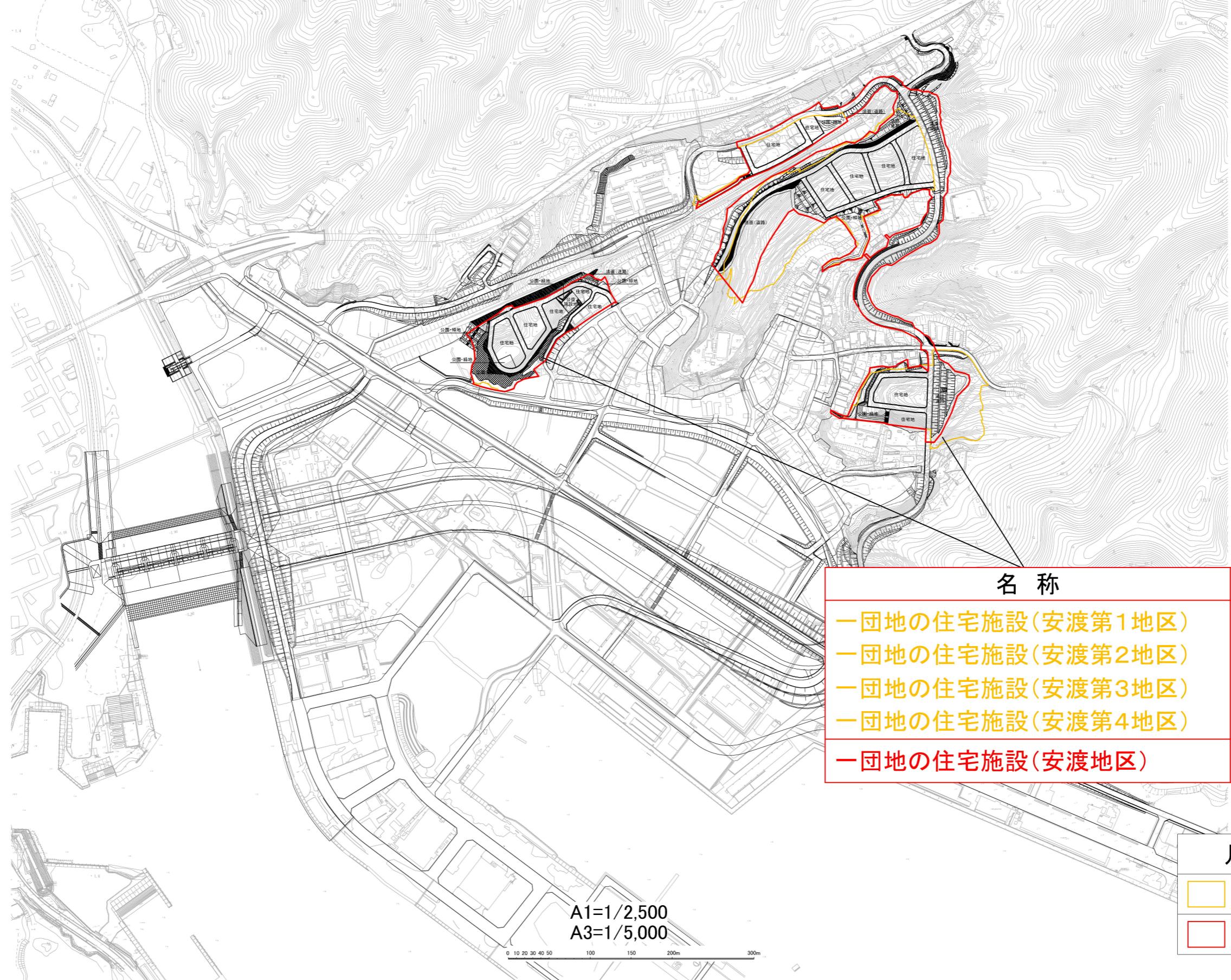
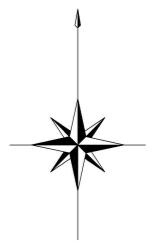


大槌都市計画 一団地の住宅施設(安渡地区)  
計画図



凡例

	変更前
	変更後

## 大槌都市計画一団地の住宅施設の変更(大槌町決定)

上段: 変更前  
下段: 変更後

大槌都市計画「一団地の住宅施設(安渡第1地区)」「一団地の住宅施設(安渡第2地区)」「一団地の住宅施設(安渡第3地区)」「一団地の住宅施設(安渡第4地区)」を次のように変更する。

名 称	(安渡第1地区)(安渡第2地区)(安渡第3地区)(安渡第4地区) <b>一団地の住宅施設(安渡地区)</b>		
位 置	<b>大槌第26地割、</b> 岩手県上閉伊郡大槌町安渡二丁目、安渡三丁目、 <b>一 大槌第28地割及び大槌第29地割の各一部</b>		
面 積	<b>約2.5ha、約1.2ha、約0.5ha、約1.3ha</b> <b>約6.1ha</b>		
建築物(密度) の 限 度	建 べ い 率	容 積 率	備 考
	60%	200%	
住 宅 の 予 定 戸 数	高 層	—	
	中 層	—	
	低 层	<b>約50戸、約20戸、約10戸、約30戸</b> <b>約70戸</b>	
	計	<b>約50戸、約20戸、約10戸、約30戸</b> <b>約70戸</b>	
配置の方針	道 路	住宅地区に関連する計画幹線道路(幅員6m別途事業)を骨格として、幅員4~6mの地区内道路を画地規模を考慮し適宜配置する。 <b>3~4</b> 幅員2mの歩行者専用道路及び緑地内通路を低地部からの避難路及び隣接住宅地との連絡路として適宜配置する。	
	公園及び緑地	公園及び緑地は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し適宜配置するものとし、地区面積の3%以上を確保する。	
	その他の公共施設	<b>準用河川</b> 下水道 ①雨水: 公共下水道の雨水浸水対策事業として整備する <b>一</b> 沢山沢川を介し、大槌川へ直接放流する。 ②汚水: 公共下水道により集水し、終末処理場を経由して小鎌川へ放流する。 上水道: 大槌町営水道により給水する。 消防水利: 消火栓及び防火貯水槽を適宜配置する。	
	公益的施設	ゴミ置場を適宜配置する。 既存の社寺は保全する。	
	住 宅	戸建て住宅を団地内外の住環境に留意して配置する。	

「区域並びに住宅、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

### 理 由

すでに都市計画決定している安渡第1地区、第2地区、第3地区と第4地区が連携することにより、一団地として周辺住宅地との連携や地域コミュニティを形成し、地域の防災性の強化が備わることから「一団地の住宅施設」地区を統合する。

また、住民意向による土地利用の見直しに伴う区域界の変更を行う。  
よって本案のように変更するものである。

## 変更理由書

大槌町は、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けており、早急に安全な市街地を再生するため、大槌町東日本大震災津波復興計画及び大槌町都市計画マスター プランに基づき、計画的に復興まちづくり事業に取り組んでいるところである。

本地区が位置する安渡地域は、「大槌町都市計画マスター プラン（平成 26 年 8 月）」で大槌漁港や市場、工場等が集まる活気あふれる低地部と、海を望む高台の良好な住宅地をつなぐ環境づくりなど多様な魅力を持った「職住近接」のコンパクトな市街地の再生を目指している。

そのため、平成 26 年 12 月 26 日、高台移転を基本に被災を免れた山側エリアに新たな住宅地として「一団地の住宅施設（安渡第 1 地区）」「一団地の住宅施設（安渡第 2 地区）」「一団地の住宅施設（安渡第 3 地区）」及び「一団地の住宅施設（安渡第 4 地区）」の都市計画決定を行ったものである。

今回の変更は、都市計画決定後の住民意向に基づく住宅需要の見直しに伴う「一団地の住宅施設」の計画区域の変更を行うものである。

更に地域コミュニティの拠点となる交流施設（大槌町中央公民館 安渡分館・安渡避難ホール）の整備や住宅建設等が進んできたことから、各団地間の連携を図り、防災性の高い地域コミュニティ形成の一環として「一団地の住宅施設」の安渡第 1 地区～第 4 地区までを統合・見直しするとともに、団地間を結ぶ道路も一部追加するものである。

このようなことから、「一団地の住宅施設（安渡地区）」の名称、住宅の予定戸数など本案のとおり変更するものである。